

平成20年度 滋賀県コミュニティ活動検討会設置要綱

(設 置)

第1条 住民自治による地域の活性化と地方分権の推進に資することを目的として、コミュニティ活動を活発化するために必要な支援や、その機能の役割分担等について調査・検討するため、滋賀県コミュニティ活動検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) コミュニティの現状に関する調査、検討
- (2) コミュニティ活動を活性化するために必要な支援に関する調査、検討
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3条 検討会は、別紙の委員をもって構成するものとし、委員の互選により座長を選出する。

(会 議)

第4条 検討会の会議は、次の各号のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長が招集する。
- (2) 検討会は、必要に応じて学識経験者等に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、公立大学法人滋賀県立大学地域づくり教育研究センター（以下「センター」という。）に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項はセンターが滋賀県総務部自治振興課と協議して定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

(別 紙)

委員名簿

(敬称略)

北村 裕明	国立大学法人滋賀大学経済学部
上田 洋平	公立大学法人滋賀県立大学地域づくり教育研究センター
辻野 ミト子	愛荘町川原区
庭山 純忠	びわ湖ローズタウン湖青2丁目自治会
今井 孝雄	守山市水保町中野自治会
小倉 剛	甲賀市鮎河学区
藤原 久代	マキノまちづくりネットワークセンター
大平 正道	信楽公民館
北村 定男	東近江市まちづくり推進課
川瀬 直亜	米原市総合政策課